

処分基準

No.	項目	内容
①	処分名	認定取消処分
②	法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
③	法令番号	平成18年法律第49号
④	根拠条項	第29条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	処分基準	<p>(公益認定の取消し) 第二十九条 (略) 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。 一 法第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。 二 前節(法第二章第二節)の規定を遵守していないとき。 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。</p> <p>【参考URL】 https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/syobunkizyun.pdf</p>
	添付の有無	なし
⑪	問合せ	総務部総務調整課公益法人係 (電話)075-414-4038
⑫	備考	